

平成26年度第5回「紋別市子ども・子育て会議」会議録

日時	平成26年10月30日（木）18時30分～19時30分	
会場	紋別市役所 2階 消防会議室	
出席者	(委員) ※50音順	(市・事務局)
	委員 阿部 芳克 委員 石井 賢三 委員 石井 友也 委員 今井 道子 委員 奥谷 健吾 委員 今 正一 (会長) 委員 桜庭 望 委員 諏江 信夫 委員 武田 彰久 委員 高橋 博明 委員 田仲 えり 委員 伴 めぐみ 委員 松村 優子 委員 宮川 法親 委員 村井 信子 15名	保健福祉部長 佐藤 久祐 児童家庭課長 内田 誠 児童家庭係長 仲条 憲明 子育て支援係長 佐藤 拓麻 生涯学習課長 酒井 弘道 青少年係長 金井 隆行
事務局	保健福祉部 児童家庭課	
傍聴人	0名	

## 1 開会

今会長の進行により、会議開会

19名の委員のうち15名の過半数の参加により、本会議が有効に成立していることを報告。

## 2 議事

(1) 議事の1「紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について」

・紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

生涯学習課長から放課後児童健全育成事業の概要について説明。

青少年係長から「資料1」及び「参考資料」により説明。

※条例(案)については平成26年12月議会に上程予定。

現状の放課後児童健全育成事業について説明をし、条例(案)について説明。

- ・対象年齢が現在の小学校3年生から小学校6年生まで拡大される。
- ・条例(案)基準については「参酌基準」については国の基準を下回る実情がなく、現状で既に国の示す基準に到達していることから国と同一の基準とし、「従うべき基準」については、従うべきとされていることから国の基準と同一とする。
- ・市独自の項目として暴力団の排除についての条文を設ける。

(会長)

皆さん、ご質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

(会長)

議事1については新制度において市において新たに定めなければならない3つの条例の一つということで、先に議決しました特定教育・保育、特定地域型保育に係る条例につづく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の説明でありました。

それでは、私から何点か質問させていただきたいのですが、ひとつは対象児童が小学校3年生から小学校6年生まで拡大されるということですが、対象年齢を拡大することで、配置する職員や面積規模的に問題はないのでしょ

うか。

(青少年係長)

本年1月に児童家庭課で実施しましたニーズ調査の結果である量の見込みでは、高学年である4年生から6年生までの利用については平成27年度の見込み量で8人という数字が出ていることや、現状の留守家庭児童園の利用を見ても高学年になるにつれ、放課後の児童の過ごし方がクラブ活動や習い事などと多様化しており、利用人数も減少傾向にあることから、全市で8名という見込み量の数字については現状に近い数字であると認識しております。

また、職員の配置や面積についても市内で一番利用人数の多い潮見小学校内のどんぐり児童の平成26年度上半期の利用実績をみると、一日の平均利用人数が30人程度であることから、全体で10名に満たない人数の利用があっても、現状の施設面積で対応可能と考えております。

職員についても現在は1園につき2名の職員を配していますが、条例(案)にもあるとおり、今後は40人につき2名の職員とされることをみても、現状の職員体制で対応可能と考えております。

なお、登録が40名を超える利用があった場合には臨時的措置として代替職員を1名増員し対応することを考えております。

(会長)

もう一つ、質問なのですが、国の示す基準では従事する職員の基準が非常に多く定められていますが、現時点で働いている職員の方々はこれらの基準を満たしているという考え方でよろしいでしょうか。

(青少年係長)

国の示す従事職員の資格等の基準は9つほど決められておりますが、現在、本市で従事する職員は臨時職員も含め、保育資格、幼稚園教諭資格保持者でその他にも音楽教諭の資格を持つ職員などが居り、全員がここで定める基準の条件を満たしている者であります。もちろん、紋別大谷学園で実施する大谷なかよしクラブに従事する職員の方々も有資格者であることを確認しておりますので、現状のままでも対応可能であると考えております。

(会長)

他に委員の皆様から、質問や意見ありませんでしょうか。

本条例につきましては12月市議会に上程されるということで、前回の

条例同様、基準検討部会で詳細を審議していただくことになり、その後本会議で改めて承認をいただく形になりますので、よろしくお願いします。

(2) 議事の2「紋別市子ども・子育て支援事業計画における基本理念について」

- ・紋別市子ども・子育て支援事業計画における基本理念について  
子育て支援係長から「資料2」により説明。
  - ・現在、計画の素案に掲載している理念は現行計画の基本理念である。
  - ・新計画では子ども・子育て支援法の基本指針に沿った理念が求められるが、新計画では現行計画の内容を盛り込む形での策定を考えていることから、現行計画の理念とも整合性のある基本理念の制定が求められる。
  - ・それらを踏まえ、現行計画の基本理念をそのまま継承するか、新たに基本理念を見直すか意見を求める。
  - ・事務局案としては現行計画の基本理念を新計画での理念として引き継ぐことを提案。

(会長)

議事2については「紋別市子ども・子育て支援事業計画における基本理念」ということで、現時点の計画素案では現行計画の基本理念が掲載されておりますが、新たな計画においての理念を新たに定めるのか、また現行計画の理念をそのまま引き継ぐのかという事務局側からの提案でありました。

資料を見る限りでは、現行計画の基本理念は子ども・子育て支援法の基本指針と大きくかけ離れているものではないと思われ、新計画には現行計画の内容を盛り込む形での作成となることから、委員の皆様からの意見等が特段なければ、このままの基本理念若しくは現行の基本理念に付け足しを行うような設定がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

「親育ち」という言葉を始めて聞きましたが、これはどのようなことを意味するのでしょうか。

(子育て支援係長)

これは、子ども・子育て支援法の基本指針に出てくる言葉でありまして、意味としましては、これまで「子育て」という言葉に重きを置いて様々な施策や事業が展開されてきましたが、新しい制度では「子」だけではなく、それを育てる「親」自身も一緒に成長していくことが必要であるという意味合いで国がこの度の基本指針に記載した言葉であります。

(会長)

先日の別の会議でも話題に出ておりましたが、これまでは「子」の成長を基盤に考えられていたものが、今のお話にあったように「親」または「地域」も「子」と一緒に成長していかなければならないという国全体の考えであるとのことであります。

他にご質問等ありましたら、お願いします。

なければ、このまま現行計画の基本理念を継承していく形になりますが、今一度、資料等を見ていただき、是非活発な意見をお願いします。

(会長)

資料にも何点か事務局の方で作成した案がありますが、私自身の意見としましても、理念というものは長々と羅列すれば良いものではなく、漢字等も少なく、子どもにもわかりやすい、温かみのあるものであれば良いかなと思っております。

(子育て支援係長)

会長からもご意見いただきましたように全てを盛り込もうとすると、どうしても長い文章になってしまいがちですが、分かりやすさが一番であると思えます。

現行計画の理念を基本理念とすることを事務局は提案しておりますが、もちろん、それでなければならないということではありませんので、是非、様々な意見をお願いします。

考察の時間もなく、この場に提案させていただいておりますので、この場で何もなければ、次回会議まで案等、ご意見を出していただければと思いますので、議事3でも説明いたしますが、電話やFAX、メールでも結構ですので、是非、忌憚のないご意見、ご提案お願いいたします。

(会長)

理念は計画における核となる大事な部分ですので、委員の皆様の活発な

意見で、より良いものに出来ればと思いますので、事務局から連絡があったとおり F A X やメールでも受け付けるとのですので、よろしくお願い致します。

(会長)

それでは議事 3 「紋別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」事務局より説明願います。

### (3) 議事の 3 「紋別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」

- ・紋別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について  
子育て支援係長から前回配布資料の計画素案により説明。
  - ・前回会議で提案した計画の意見について、多くの意見聴取のため、今回会議においても再掲した。
  - ・前回会議終了後、10月22日に庁内で関係部署を参集し、新制度及び新計画の内容説明、事業内容の確認を行ない、現行計画の他にも新たに加えるべき内容についても検討を行なうよう策定会議を開催した。
  - ・新計画では内容が多種多様に亘ることから、意見については再度、庁内策定会議を通し、関係部署から意見についての回答を行ないたいと考えている。

(会長)

前回会議からの再掲ということで、計画に関する意見のお願いでありましたが、説明にあったように計画の内容は多種多様に亘りますので、この場での意見が難しいようであれば、どのようなことでも構いませんので、先ほどの基本理念の案と同様に、今後、事務局に電話や F A X、メールで、意見いただきたいと思います。

(子育て支援係長)

会長からもありましたように意見ではなく、質問や要望という形でも結構ですので、今回、委員の皆様にご覧いただきお返事させていただきます紙にそれらを記載し、F A X やメールで送信いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、総体で何か質問、意見等はありませんでしょうか。  
なければ、事務局側より連絡事項等ありますでしょうか。

(児童家庭課長)

事務局より、ご連絡いたします。

次回会議は、議事1で説明のありました放課後児童健全育成事業に係る  
条例の基準検討部会の開催を11月中に予定し、その後開催を予定して  
おります。

また、基準検討部会につきましては11月中頃の開催を予定しております  
ので部会委員の皆様には日程等詳細が決まり次第、ご連絡させていただきます。

(会長)

それでは、これを持ちまして第5回紋別市子ども・子育て会議を閉会いた  
します。

### 3 閉会